

平成28年1月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成28年1月12日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市役所に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	青柳 一男 委員		23番	古賀 義近 委員
2番	欠 席		24番	藤原 昇一 委員
3番	笠 幸夫 委員		25番	横溝 哲夫 委員
4番	城戸 新 委員		26番	石井 孝雄 委員
5番	古賀 誠一 委員		27番	高山 憲行 委員
6番	田中 祥晃 委員		28番	柳 壽祥 委員
7番	吉富 巧 委員		29番	土師 哲夫 委員
8番	安德 高輔 委員		30番	田中 弥生 委員
9番	深川 嘉徳 委員		31番	日比生和雄 委員
10番	諸藤 澄夫 委員		32番	権藤 年明 委員
11番	山口 好秀 委員		33番	野村 邦昭 委員
12番	一木 英司 委員		34番	久佐木利光 委員
13番	森崎 巨樹 委員		35番	猪口 峯子 委員
14番	欠 席		36番	菰田 盛行 委員
15番	池田 三喜 委員		37番	松延 洋一 委員
16番	田中 正満 委員		38番	納戸 勝浩 委員
17番	豊福 茂敏 委員		39番	佐藤 豊 委員
18番	野村 泰徳 委員		40番	市川 範子 委員
19番	原 一夫 委員		41番	合戸 利弘 委員
20番	青木美千子 委員		42番	末松 活幸 委員
21番	吉岡 正博 委員		43番	中島 邦博 委員
22番	北川 玲子 委員		44番	廣重 孝 委員

欠席委員は次のとおりである。

飯田三津雄 委員 緒方 義範 委員

事務局の出席者は8名である。

議 長 それでは、早速でございますけども、議案に入らせていただきます。
1月の農業委員会総会を開催いたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、1ページのほうをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので、付議いたします。
所有権移転、第2選挙区、1番の1件です。
第3選挙区、2番の1件です。
第4選挙区、3番から次のページ5番までの3件です。
2ページをお願いいたします。
第5選挙区、6番、7番の2件です。
次に、使用貸借権設定、第1選挙区8番の1件です。
以上、1番から8番までの全ての申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、別紙審査表を配付しまして、地域審査会でも説明しておりましたが、審査表のとおり、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 3ページをお願いいたします。
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。
第1選挙区、1番から2番の2件です。
1番、申請地は、高良内町、畑、524㎡のうちの400㎡、申請理由は、申請地を貸露天駐車場として利用するもの。
2番、申請地は、藤光町、畑、2筆、計199㎡、申請理由は、申請地を自己用住宅及び事務所の敷地として拡張するものです。
第6選挙区、3番の1件です。
申請地は城島町江上、田、624㎡、申請理由は、申請地に太陽光発電設備を設置するものです。
第7選挙区は、4番から次のページ6番までの3件となっております。
4番、申請地は、三潯町西牟田、畑、523㎡、申請理由は、申請地を貸し露天駐車場として利用するものです。
4ページをお願いします。
申請地は、三潯町西牟田、畑、304㎡、申請理由は、申請地を進入路・倉庫及び露天駐車場として利用するもので、地域農業の振興に資する施設に供するものです。
6番、申請地は、三潯町玉満、田、314㎡、申請理由は、申請地を貸露天駐車場及び貸露天資材置き場として利用するものです。
以上でございます。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元の副会長から現地調査報告を受けたいと思います。
審議番号1番は、第1選挙区の案件でございますので、古賀副会長から報告を受けたいと思います。
後は順次、選挙区ごとに報告をお願いいたします。

古賀副会長 それでは、審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは1番です。

申請地は、高牟礼中学校から北西へ約150mのところに位置します。転用目的は、貸露天駐車場となっております。

農地区分については、上下水道管が埋設される道路の沿道の区域にあつて、500m以内に高良内保育園及び高牟礼中学校の公共公益施設がある農地であるため、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下により南側の道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、既存及び新設コンクリートブロックにより、土砂の流出等を防ぎます。水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得ております。

続きまして、審議番号2番について、説明いたします。地図ナンバーは2番です。

申請地は、荒木中学校から東へ約250mのところに位置します。転用目的は、自己用住宅及び事務所の敷地拡張となっております。本件の申請地は2筆ございますので、それぞれに農地区分を判断しております。

一方は、上下水道管が埋設される道路の沿道の区域にあつて、500m以内に高良台病院及び荒木中学校の公共公益施設がある農地であるため、第3種農地と判断しております。

もう一方は、市街地が見込まれる区域として、市街地に近接する区域内にあり、10ha未満規模の農地の区域内にある農地であるため、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により、東側の道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、既に市の下水道管へ接続されております。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぎます。水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得てあります。

以上2件の申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

松延副会長 続きまして、第6選挙区の現地調査結果について報告いたします。

審議番号3番、地図番号も3番です。

申請人は、****で、太陽光発電施設を建設しようとするものです。申請地、農用地区域内農地以外であつて、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要

件にも該当しない農地で、第2種農地と判断しています。

被害防除計画については、雨水は西側水路に放流するとともに、周囲にはフェンス設置するなど、特に問題はないと思われます。また、土地改良区からの排水並びに転用の同意を得ています。城島町審査会では、現地調査を行い、転用やむなしと判断しています。

以上、1件の御審議、よろしくお願いいたします。

廣重副会長 続きまして、第7選挙区のほうから現地調査報告をいたします。

審議番号4番、図面番号4番について説明をいたします。

申請地は、西牟田校区の十連寺地区にあり、JR西牟田駅から西へ約1.5kmに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農地区分は第2種農地と判定をしております。転用の目的は、隣接する居宅介護事業所の露天駐車場として利用するものです。

被害防除につきましては、雨水は自然流下及び南側水路へ放流されるため、特に問題はないと思われます。なお、西牟田西部水利組合の排水承認も得ており、土地改良区は地区外となっております。三潞地域審査会において現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。

続きまして、2件目、申請番号5番、図面番号5番について説明をいたします。

申請地は、西牟田校区の十連寺地区で、JR西牟田駅から南西へ約2kmに位置し、農地区分は第1種農地ですが、農業の振興に資する施設で、不許可の例外規定を適用しています。転用目的は、道路・駐車場及び倉庫を一体利用するものです。

申請地につきましては、既に一体利用され、始末書付きの申請書となっております。三潞地域審査会において申請に対し、農地法を遵守し、今後、このようなことがないよう、強く指導しております。

なお、申請人****は、現在、大牟田市に住所があり、平成26年に父親が亡くなり、近々、三潞に戻るとのことです。

被害防除につきましては、雨水路は自然流下、北側水路へ放流されるため、特に問題はないと思われます。

なお、筑後川土地改良区の排水承認も得ており、土地改良区は地区外となっております。

三潞地域審査会において、現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。

続きまして、審議番号6番、図面番号も6番について、説明をいたします。

申請地は、犬塚校区の玉満地区で、西鉄三潞駅から南西へ約200mに位置し、都市計画法に規定する用途地域内である農地であり、農地区分は、第3種農地になります。転用目的は貸露天駐車場及び貸露天資材置き場として利用するものです。

申請地につきましては、既に造成しており、始末書付きの申請書となっております。三潞地域審査会において申請者に対し、農地法を遵守し、今後、このようなことがないように、強く指導いたしております。

被害防除につきましては、雨水は自然流下及び南側水路へ放流されるため、特に問題はないと思われます。

なお、筑後川土地改良区の排水承諾、転用の同意も得てあります。三潞地域審査会において現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。

以上、3件について、審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

議 長 以上で、地元の副会長からの報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
よって、県へ送付いたします。
続きまして、第3号議案、農地転用計画変更承認の申請についてでございますが、審議番号2番及び3番につきましては、次の第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてと関連のある案件でございますので、一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、5ページのほう、お願いいたします。

第3号議案、農地転用計画変更承認申請について、申請書が提出されたので、付議いたします。

第2選挙区から1件です。

1番、申請地は、荒木町白口、田、合計1,933㎡、申請理由は、一時転用期間を変更するものです。

第4選挙区から1件です。

2番、申請地は、田主丸町豊城、田、304㎡、事業主を変更するものです。第4号議案5番と関連しております。

次のページをお願いいたします。

申請地は、北野町今山、申請理由は、事業主及び目的を変更するもので、第4号議案6番と関連しております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、申請書が提出されましたので、付議いたします。

第2選挙区からは1番の1件です。

申請地は、安武町住吉、田、247㎡、申請理由は、申請地を借り受けて分家住宅を建築するものです。

続きまして、第3選挙区は2番の1件です。

申請地は、山川安居野1丁目、田、2筆合計2,170㎡、申請理由は、申請地を取得し、特別養護老人ホームを建築するもので、公益性が高いと認められる事業に供するものです。

第4選挙区からは、3番と次のページ5番の2件です。

3番、申請地は、田主丸町志塚島、田、1,613㎡の内の168㎡、申請理由は、申請地を借り受けて待避所・表土仮置き場として利用するものです。一時的な利用に供するものです。

8ページをお願いいたします。

5番、申請地は、田主丸町豊城、田、304㎡、申請理由は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。先ほどの3号議案2番と関連しております。

第5選挙区、6番の1件です。

6番、申請地は、北野町今山、畑、376㎡、申請理由は、申請地を取得し、貸露天駐車場として利用するものです。3号議案の3番と関連しております。

9ページをお願いいたします。

第7選挙区からは2件です。

7番、申請地は、三瀨町福光、田、3筆合計646㎡、申請理由は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。地域農業の振興に資する施設に供するものです。

8番、申請地は、三瀨町西牟田、田、2筆合計2,205㎡、申請理由は、申請地を取得し、露天資材置き場として利用するもので、隣接土地と同一事業に供するものです。

以上でございます。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

第3号議案の審議番号2番及び3番につきましては、第4号議案の報告の中で、合わせてお願いをいたします。

それでは、第3号議案の1番は、第2選挙区の案件でございますので、諸藤副会長から報告を受けたいと思います。

後は4号議案の番号に沿って、順次、選挙区ごとに報告をお願いいたします。

諸藤副会長 それでは、審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。

申請地は、JR荒木駅から北西へ約600mのところ position しています。当初の申請では、市の公共下水道工事に伴い、申請地を一時的に借り受けて、露天資材置き場として利用しているもので、5月総会に諮られ、平成27年12月31日までの一時転用許可を得てありました。今回、市の公共下水道の工事の計画変更により、工期が延長されたことに伴い、一時転用許可期間を平成28年2月29日までに延長する計画変更申請が出されたものです。

なお、申請時期の延滞については、急な工事内容の変更に伴い、手続が間に合わなかった旨の理由書が添付されております。

現在の利用状況を地域審査会で現地確認いたしましたが、変更やむなしと判断させていただきました。御審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

次の、4号議案の申請番号1番について、説明いたします。地図ナンバーは10番です。

申請地は、筑邦西中学校から北へ約250mのところ position しています。転用の目的

は、申請地を借り受けて分家住宅を建築するものです。

農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道の区域であり、概ね500m以内に病院及び中学校がある農地であり、第3種農地と判断しております。雨水につきましては、敷地内の新設溜桝及び西側道路に新設する溜桝重圧管側溝を経由し、南側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水は市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設する計画となっております。水利関係承諾書については、筑後川土地改良区より承諾を得ています。

以上、1件の申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用やむなしと判断しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

野村副会長 では、説明いたします。

審議番号2番、地図ナンバーは11番です。

申請地は、山川小学校から北へ約550mのところに位置しています。転用目的は、特別養護老人ホームとなっております。

農地区分については、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的は公益性が高いと認めらる事業でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、敷地内の溜桝を経由して、東側道路側溝へ放流をいたします。汚水、生活雑排水は市下水道へ接続されます。

被害防除については、周囲にL型擁壁を新設する計画となっております。水利承諾書については、神代水利組合長より無条件水利承諾を得ております。また、耳納山麓土地改良区理事長より、差し支えないとの意見書をもらっております。

以上、1件の申請につきまして、地域審査会で現状調査を実施しまして、審査いたしましたところ、転用やむないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

柳副会長 第4選挙区から、報告いたします。

審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは12番です。

申請地は、田主丸総合支所から西に2kmのところに位置しています。転用目的は巨瀬川、高島橋架けかえ工事に伴う一時転用で、待避所・表土仮置き場となっております。

農地区分については、農用地区域内農地であります。雨水排水につきましては、自然流下にて排水します。また、汚水、生活雑排水は発生いたしません。

周囲への被害防除につきましては、問題ありません。水利関係承諾書につきましては、大石堰土地改良区及び水利組合より承諾を得ております。

続きまして、審議番号5番関連の第3号議案の2について、説明いたします。地図ナンバーは14番です。

申請地は、田主丸総合支所から北に860mのところのところに位置します。当初、****は昭和62年11月に転用許可を得てありましたが、計画を断念され、今回、計画変更申請するものです。転用目的は、自己用住宅となっております。

農地区分については、官公庁から半径900m以内の円内にある農地であり、第2種農地としております。雨水排水につきましては、南側に側溝を新設し、放流します。また、汚水、生活雑排水については、東側既存の公共下水道管に接続します。

被害防除につきましては、周囲に石積みまたはコンクリートブロックを施し、土砂の流出を防ぎます。水利関係承諾書につきましては、水利組合より承諾をいただいております。

以上、2件の申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

日比生副会長 続きまして、第5選挙区でございます。

審議番号6番について説明いたします。地図は15番でございます。

本件は、第3号議案の審議ナンバー3番の、農地転用計画変更承認申請と関連をいたしております。

現所有者は、平成27年10月30日に、隣接した宅地と一体利用によります宅地分譲、そして農地法第5条の規定による転用許可を受けましたが、近くのお寺と保育園から、慢性的な駐車場不足を解消するために、ぜひ駐車場用地として譲渡してほしいとの要望がございましたために、目的を貸露天駐車場に変更し、転用申請をするものでございます。

申請の箇所は、北野の総合支所より西に200mのところでございます。申請の理由は、申請人が隣接した申請地と隣接した既存の宅地を取得し、貸露天駐車場として利用するための転用申請です。

農地区分は、都市計画区域の用途地域内にあるため、第3種農地として判断いたしております。

被害防除といたしまして、隣接する境界には既存のコンクリートブロック及び石積みによる土留めで土砂の流出を防止する計画です。雨水につきましては、自然流下及び南側の既設水路へ放流する計画です。地元自治会長及び床島堰土地改良区の排水同意をとってございます。審査会では、全員で現地確認いたしまして、問題ないところを確認したところでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

廣重副会長 では、第7選挙区のほうから2件について、皆さん方の審議をお願いいたします。

審議番号は7番、図面番号16番について説明をいたします。

申請地は犬塚校区の福光地区で、西鉄犬塚駅から南西へ約900mに位置します。

農地区分は第1種農地ですが、農業の振興に資する施設で、不許可の例外規定を適用しています。転用目的は自己用住宅として利用するものです。

被害防除につきましては、雨水は溜桝を設置し、家庭雑排水は合併浄化槽を通じて北側側溝へ排水するため、特に問題はないと思われます。なお、筑後川土地改良区の排水承認も得てあります。三潞地域審査会において現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。

続きまして、2件目について説明をいたします。

審議番号8番、図面番号17番について、説明をいたします。

申請地は、西牟田校区の十連寺地区にあり、JR西牟田駅から北西へ約1kmに位置します。

農地区分は第1種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものに該当し、不許可の例外規定を適用しています。転用目的は、申請地を取得して露天資材置き場として利用するものです。

被害防除につきましては、雨水排水は溜桝を設置し、北側水路へ放流されるため、特に問題はないと思われます。また、表土の流出を防ぐため、全面砂利とするため、特に問題はないと思われます。なお、筑後川土地改良区の排水承認を得ております。三潞地域審査会において、全員で現地調査の結果、転用やむなしと判断しております。

以上、2件について、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
なお、採決に当たりましては、第3号議案、第4号議案に分けて、採決をいたします。
それでは、3号議案、農地転用計画変更承認について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、3号議案は可決されました。
よって、県に送付いたします。
続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
よって、県へ送付いたします。
続きまして、第5号議案、非農地証明についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 10ページをお願いいたします。
第5号議案、非農地証明について、非農地証明願が提出されたので、付議いたします。
1番、申請地は、城島町城島。2筆合計534㎡。詳細につきましては、建物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものでございます。

以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第5号議案、非農地証明について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案、農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 11ページをお願いいたします。
第6号議案、農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について、あっせん申出書の提出がありましたので、付議いたします。
第2選挙区、1番、2番の2件です。
1番、申出人、安武町安武本、****、所有者からの申し出です。対象地、安武町安武本、田、5筆計4,991㎡。あっせん委員は、諸藤澄夫委員、深川嘉穂委員です。
2番、申出人、津福今町、****、名簿登録者からの申し出です。対象地、荒木町下荒木、田、3,512㎡。あっせん委員は、安徳高輔委員、山口好秀委員です。
第3選挙区、3番、1件です。
申出人、太郎原町、****、名簿登録者からの申し出です。対象地、太郎原町、田、2筆計4,224㎡。あっせん委員は、池田三喜委員、田中正満委員です。
12ページをお願いいたします。
第5選挙区、4番、5番の2件です。
4番、申出人、北野町今山、****、名簿登録者からの申し出です。対象地、北

野町十郎丸、田、1,199㎡。あっせん委員は、菰田盛行委員、猪口峯子委員です。

5番、申出人、北野町鳥巢、****、名簿登録者からの申し出です。対象地、北野町鳥巢、北野町高良、畑・田6筆計7,290㎡。あっせん委員は、権藤年明委員、菰田盛行委員です。

第6選挙区、6番、1件です。

6番、申出人、城島町芦塚、****、大野城市御笠川2丁目、****、所有者からの申し出です。対象地、城島町芦塚、田、2,635㎡。あっせん委員は、松延洋一委員、市川範子委員です。

以上で、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。
続きまして、第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 13ページをお願いいたします。
第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められましたので付議いたします。

1、所有権移転3件、2、利用権設定（農地中間管理事業関係）1件です。

14ページをお願いいたします。

1、所有権移転、第5選挙区、1番から3番までの3件です。

1番、所在、北野町高良、田、480㎡、推進機構からの買い上げとなります。

2番、所在、北野町十郎丸、田、1,235㎡、推進機構からの買い上げとなります。

3番、所在、北野町金島、田、413㎡、推進機構への売り渡しとなります。

15ページをお願いいたします。

2、利用権設定となります。こちらにつきましては、総計のみ説明をさせていただきます。

右下、総計と書いてある表をごらんください。

契約年数10年以上、契約件数1件、筆数6筆、設定面積8,898㎡。

以上、所有権移転、1番目から3番及び利用権設定1件につきましては、経営面積は従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。
よって、久留米市長宛通知いたします。
続きまして、第8号議案、久留米市農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 16ページをお願いいたします。
第8号議案、久留米市農業振興地域整備計画の変更について、久留米市長より久留米市農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められましたので付議いたし

ます。

1、今回、変更される農業振興地域整備計画。

①久留米市北野町農業振興地域整備計画、別紙のとおりと、なります。

詳細については、表紙第8号議案、別紙、こちらのほうをごらんください。

なお、今回の変更につきましては、編入で白地から青地に変えるものです。

1 ページをお願いします。

整備計画1番、施設等の種類、鉄骨ガラスハウス改修、申請地、北野町上弓削、1,428㎡。

整備計画2番、施設等の種類、野菜栽培用ハウス建設、申請地、北野町鳥巢、994㎡。

整備計画3番、施設等の種類、野菜栽培用ハウス建設、申請地、北野町鳥巢、1,248㎡。

整備計画4番、施設等の種類、野菜栽培用ハウス建設、申請地、北野町鳥巢、500㎡。

整備計画5番、施設等の種類、野菜栽培用ハウス建設、申請地、北野町鳥巢、1,082㎡。

整備計画6番、施設等の種類、野菜栽培用ハウス建設、申請地、北野町鳥巢、640㎡。

全6件、5,892㎡となります。

個別説明が終わりましたので、今一度、議案書16ページをごらんいただいてよろしいでしょうか。

2、意見（案）。

本計画の変更（案）については、農業委員会としては、周辺の農業生産に特段の支障はないと思われます。

以上、第8号議案の説明を終わります。

議 長 以上で、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第8号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決されました。
よって、久留米市長宛通知いたします。
以上をもちまして、議案の審議を終わります。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。
報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。
報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。
報告第4号、農地移動適正化あっせん事業についてまでを、一括して議題といたします。
事務局の説明を省略いたします。
それでは、ただいまから質疑に入ります。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了させていただきます。。

「なしの声」

議 長 報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。
次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、
字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ございませんか。

「なしの声」

議 長 ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、議決されました案件について、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたします。
ただいまから議事録署名人を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条

第2項の規定により、25番、横溝哲夫委員、42番、末松活幸委員にお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会といたします。